

## 委員選出細則

### 第 1 条 目 的

藤ノ森小学校 P T A 規約に定める委員の選出について必要な事項を定める。

また P T A 役員選挙細則に定める選挙管理委員もこの細則により選出する。

### 第 2 条 選出会議

- 1 本細則第 3 条～第 5 条で定める各委員は選出会議において選出し、会長が委嘱する。
- 2 選出会議は役員と 1 名以上の教職員で構成する。なお、会員は自由に立ち会うことができる。
- 3 選出会議において選出された各委員は辞退することができない。
- 4 本細則第 7 条第 2 項で例示するような事情により委員選出をあらかじめ辞退する場合は、クラス担任を通じて所定の辞退申請書等を学校に提出しなければならない。  
なお辞退申請書等の提出は選出会議開催通知が配布されて 7 日以内とする。

### 第 3 条 実行委員(代表委員)

- 1 選出会議で 1～3 年生より選出し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 委員の定数は 18 名以下とし、毎年半数を改選する。
- 3 任期は委嘱された日を含む 2 年度間とする。

### 第 4 条 学年委員

- 1 選出会議で各学年より原則 3 名を選出し、会長が委嘱する。
- 2 任期は選出された年度内とする。

### 第 5 条 選挙管理委員

- 1 選出会議で 4 年生より 2 名を選出し、実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 任期は選出された年度内とする。

### 第 6 条 委員の選出方法

- 1 事前に各委員の立候補者を募る。  
定数を超える立候補があった場合は、抽選により決定する。
- 2 実行委員(代表委員)の立候補がない場合、または立候補者が定数に満たない場合、不足する人員を抽選により決定する。
- 3 学年委員および選挙管理委員の立候補がない場合、または立候補者が定数に満たない場合、不足する人員を抽選により決定する。
- 4 役員は委員決定後、結果を会員に通知する。

- 5 その他、この細則に定めのない事項については、役員会および実行委員会で協議し対処する。
- 6 選出事務に係る詳細な事務処理方法などについては、役員会において事務手順書を作成する。

## 第 7 条 免 除

- 1 役員および委員の任期終了後の免除は次のように定める。
  - (1) 学年委員は任期終了後、1年を選出免除期間とする。  
ただし役員の推薦対象にはなる。
  - (2) 各実行委員（代表委員）は任期終了後、3年を選出免除期間とする。  
ただし役員の推薦対象にはなる。
  - (3) 役員は任期終了後、1年を選出免除期間とする。  
選出免除期間中はいかなる役員、委員の推薦対象にならない。  
また2期連続で務めた場合、永久に選出免除とする。
  - (4) 免除期間中であっても委員および役員に立候補することができる。
  - (5) 任期中に特段の事情なく一度も活動実績がない等、著しい活動放棄がみられた場合、役員会および実行委員会の審議により、免除期間は無効となる。
  - (6) 卒業およびその他の事情で退会後に再び入会した場合、残存する免除期間は有効とする。
- 2 やむを得ぬ理由で免除を求める場合は、選出会議の開催の通知が配布されてから7日以内に理由を明記して学校に届け出る。ただし理由は次のようなものに限る。
  - (1) 妊娠
  - (2) 3歳未満（4月1日時点）の乳幼児を有する場合
  - (3) 介護が必要な家族を有する場合
  - (4) 病的、または身体的な障害を有し、職務遂行が困難な場合
  - (5) ひとり親家庭等で育児の協力を求められる家族を有さない場合

## 第 8 条 細 則 改 正

この細則は規約に反しない限り、役員会および実行委員会の十分な審議を経て、実行委員会の出席会員数2/3以上の賛成により改廃することができる。内容はその都度会員に報告する。

## 附 則

この細則は、令和4年4月1日より実施する。

## 附 則

この細則は、令和6年3月5日 改正、令和6年4月1日より実施する。